



岡本眞利子 議員
(政清会)



近年、中高生らが家族の世話や介護、家事などに追われる「ヤングケアラー」が問題になっている。ヤングケアラーとは本来大人が担う介護や家事、幼いきょうだいの世話を日常的に担っている18歳未満の子どもを指し、核家族化や家庭構成の変化が影響されていると推測される。そこで以下の点について伺う。

- (1) 本町におけるヤングケアラーの存在と認識については
- (2) ヤングケアラーについての教員の認識
- (3) 本町における実態調査の必要性は
- (4) 今後の支援策についての考えは

町長 (1) 幕別町要保護児童対策地域協議会を構成する主任児童委員、人権擁護委員、児童相談所および町担当部局に対して、実態を確認しているが、平成30年度から令和2年度まで、該当する事例はない。このほか介護に係る相談や民生委員、住民からの情報提供など介護者や困りごとなどの把握に

問 ヤングケアラー支援について

答 些細な兆候も見逃さず解決に向けた対応に努める

努めているがヤングケアラーの存在は確認されていない。

(2) 北海道教育庁からの通知を受け、教員にもヤングケアラーの概念や対応についての認識を持ち、児童生徒の生活状況の把握に努めており、ヤングケアラーに限らず、

児童生徒の発するサインに留意し、健康課題や学習面、友人関係、家庭内の問題などに対応している。

(3) 自身がヤングケアラーであることを認識していない、ケアすることが自分の役割と思っている、家族の状況を知られることを望まないケースもあることから、子ども

にとって身近な学校が注意深く観察し、子どもたちが発するSOSや変化を見逃さず、相談できる体制を整えることが、実態を把握し、課題を解決する近道と考えている。

(4) 本町におけるヤングケアラーの存在は確認されていないが、いつ発生しても不思議でないことから、過度な負担を抱える前に関係する部署が連携して当該保護者等との相談に当たっていく。

再質問 道教育委員会は、ヤングケアラー支援の必要性を各市町村教育委員会に通知している。教員のヤングケアラーに対する研修等を促しているが、本町では実施がなされているのか？

再質問 道教育委員会は、ヤングケアラー支援の必要性を各市町村教育委員会に通知している。教員のヤングケアラーに対する研修等を促しているが、本町では実施がなされているのか？

答 本町独自にヤングケアラーに特化した研修は考えていない。

教育長 道教委等からの通知があれば町教委から各学校に発出をしており、それに基づいて教職員の認識が図られている。また、教職員研修センター等ではヤングケアラーのメニューもあり、教職員には参加していただくよう努めたい。

問 「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を

答 専用窓口はないがワンストップで対応している



問 少子高齢化に伴い年間死亡率は年々増加傾向にある。

本町においても昨年一年間でおおよそ320人の方が亡くなっている。残されたご遺族の手続きが少

しでも負担が軽減されるよう「おくやみコーナー」設置をすべきと考える以下について伺う。

- (1) 死亡に伴う手続きの種類
- (2) 手続きの効率化についての取り組み
- (3) 今後よりわかりやすい「おくやみのしおり」「ハンドブック」の作成の考えは

町長 (1) 役場で行う手続きには国民健康保険の被保険者証の返還や葬祭費の支給申請、固定資産税等の納税義務者の変更や名義変更等、多い場合場合で十数件の手続きが必要となる。

(2) 住民生活課、総合支所や支所の窓口で、死亡に関する各種手続きは既にワンストップで対応しており、おくやみコーナーとしての専用窓口は設置していないが、役場で行う手続きに関しては、円滑に手続が完了するようご遺族の負担の軽減に取り組んでいる。

(3) 本町では、一般的に必要なと思われる23項目の手続に関するチェックリストを作成している。今後他市町村の事例なども参考に、掲載すべき内容や手続の項目等を精査し、現時点ではチェックリストや封筒等を、色などの表記の工夫を工夫し、利用者がわかりやすいようサービスの向上に努めたい。